

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県税事務手当のうち一般手当について、支給対象となる業務を県税の納税義務者等に接して行う県税の賦課徴収の業務とすることとし、手当の額を従事した日 1 日につき 610 円に引き下げることにします。(第 4 条関係)
- (2) 公営競技開催業務手当について、手当の額を従事した日 1 日につき 610 円に引き下げることにします。(第 12 条関係)
- (3) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>(県税事務手当)</p> <p>第4条 県税事務手当は、一般手当および特別手当とする。</p> <p>2 一般手当は、県税の賦課徴収を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員が県税の賦課徴収の業務に従事したときに支給する。</p> <p>3 前項の手当の額は、従事した日1日につき<u>900円</u>とする。</p> <p>4および5 省略</p>	<p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>(県税事務手当)</p> <p>第4条 県税事務手当は、一般手当および特別手当とする。</p> <p>2 一般手当は、県税の賦課徴収を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員が<u>県税の納税義務者等に接して行う</u>県税の賦課徴収の業務に従事したときに支給する。</p> <p>3 前項の手当の額は、従事した日1日につき<u>610円</u>とする。</p> <p>4および5 省略</p>
<p>第5条から第11条まで 省略</p> <p>(公営競技開催業務手当)</p> <p>第12条 公営競技開催業務手当は、公営競技を開催する機関に勤務する職員がモーターボート競走の開催現場において開催業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき<u>710円</u>とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第5条から第11条まで 省略</p> <p>(公営競技開催業務手当)</p> <p>第12条 公営競技開催業務手当は、公営競技を開催する機関に勤務する職員がモーターボート競走の開催現場において開催業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき<u>610円</u>とする。</p> <p>以下省略</p>